

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細についてはご契約のしおり・普通保険約款・特約をご参照ください（共栄火災ホームページ [http://yakkan.kyoeikasai.co.jp] からご参照いただけます。）。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

※ご契約者以外にこの保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）が日本国内または国外において身体障害により就業不能となった場合に保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

詳細は「ご契約のしおり」等でご確認ください。また、セットする特約により下記の保険金・支払事由が制限されることがあります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

① 保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合					
所得補償保険金	<p>保険期間中に身体障害により就業不能となったときに、就業不能期間1か月につき※¹ご契約金額※²を保険金としてお支払いします。</p> <p>※1：就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金をお支払いします。</p> <p>※2：平均月間所得額がご契約金額より小さいときは、平均月間所得額が就業不能期間1か月についての支払保険金の額となります。</p> <p>注1：身体障害の発生時が継続契約の保険期間開始前であるときは、その継続契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害の発生時の保険の支払条件により算出された保険金の額のいずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>注2：他の保険契約等がある場合で保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、その重複する就業不能期間1か月に相当するそれぞれの支払責任額の合計額が平均月間所得額を超えるときは、就業不能期間1か月につき、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の就業不能期間1か月に相当する支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月に相当する支払責任額を限度とします。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">保険金の額</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">平均月間所得額</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">他の保険契約等から支払われた就業不能1か月に相当する保険金または共済金の合計額</td> </tr> </table> </div>	保険金の額	=	平均月間所得額	-	他の保険契約等から支払われた就業不能1か月に相当する保険金または共済金の合計額
保険金の額	=	平均月間所得額	-	他の保険契約等から支払われた就業不能1か月に相当する保険金または共済金の合計額		

所得補償保険金	<p>＜骨髄採取手術に伴う入院補償特約＞</p> <p>この保険契約には、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」がセットされています。この特約により、骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合でも保険金をお支払いします。この特約においては、免責期間はなく、補償期間における被保険者の就業不能日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。ただし、就業不能となった時が、初年度契約の保険期間の初日から1年を経過した日の翌日以降である場合に限りま。</p>
---------	---

用語のご説明

用語	ご説明
身体障害	急激かつ偶然な外来の事故によるケガおよび疾病をいいます。
就業不能	被保険者が身体障害の治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより申込書にご記入の業務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間	補償期間内における被保険者が就業不能である期間をいいます。
補償期間	免責期間終了日の翌日（骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、就業不能が開始した日）からその日を含めて申込書にご記入の期間をいいます。
免責期間	就業不能になっても保険金が支払われない期間のことで、就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である申込書に記載の期間をいいます。
所得	申込書にご記入の業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入から、就業不能となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、家賃収入、年金など就業不能の発生の有無にかかわらず得られる収入は除かれます。
平均月間所得額	免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
骨髄採取手術	組織の機能に障害のある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

② 保険金をお支払いできない主な場合

主な場合のみを記載しています。詳しくは普通保険約款などの「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- 保険責任の開始日（継続契約の場合には最初の保険契約の保険責任の開始日）より前に被った身体障害による就業不能
 - ※ただし、保険責任の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に就業不能となった場合は、保険金をお支払いします。
- 妊娠・出産・早産または流産によって被った身体障害による就業不能
- 知的障害・アルコール依存症・薬物依存症などの精神障害※を被り、これを原因として生じた就業不能
 - ※精神障害には以下のような病気が含まれます。うつ病^(*)、統合失調症、自閉症、認知症 など
 - (*) 小脳動脈の閉塞等を原因としたうつ病は保険金支払の対象です。
- 申込書にご記入の補償対象外疾病による就業不能（「特定疾病等補償対象外特約」をセットしたご契約の場合） など

(3) セットできる主な特約とその概要

主な特約およびその概要のみを記載しています。詳しくは「ご契約のしおり」等をご参照ください。

特約の種類	補償の内容
家事従事者特約	<p>家事従事者^{*1}が保険期間中に身体障害によって入院されたことにより、炊事、掃除、洗濯および育児などの家事に全く従事できない状態（就業不能）になったときに、就業不能期間1か月^{*2}につきご契約金額を保険金としてお支払いします。</p> <p>※1：「家事従事者」とは、性別を問わず、個人の家庭において炊事、掃除、洗濯、育児などの日常家事を主として行っている方をいいます。また、パート・アルバイトなどに従事する方は、そのパート・アルバイトの内容によっては家事従事者とならない場合があります。</p> <p>※2：就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金をお支払いします。</p>

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は1年間です。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額（保険金額等）の設定につきましては、以下の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまのご契約金額につきましては、申込書にてご確認ください。

- ① ご契約金額は、被保険者の方の平均月間所得額の範囲内で公的医療保険制度による給付内容などを勘案のうえ、適正な金額となるように設定してください。なお、ご契約金額の設定が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。
- ② 家事従事者特約をセットする場合は171,000円以下でご契約金額を設定してください。
- ③ 所得補償保険金額は被保険者の方のご職業、平均月間所得額、ご加入の公的医療保険制度などにより、ご契約金額に上限が定められます。

2. 保険料

保険料はご契約金額・保険期間・年齢・お仕事の内容などにより決定されます。具体的な金額につきましては取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご契約い

ただくお客さまの保険料は申込書に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

(注) この保険は、契約締結時に、ご契約内容に応じた共栄火災所定の計算に基づく保険料が1,000円に満たない場合でも最低1,000円の保険料をいただきます。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、その全額を一括して払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。お選びいただける払込方法等、詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

なお、口座振替の場合は、最終回目の分割保険料の振替日が満期月の翌月になることがあります。

	主な分割回数	主な払込方法 *1	割増率
一時払	—	口座振替	なし
分割払 *2	12回	口座振替	10%

*1 口座振替をご利用いただけないご契約があります。

*2 分割払の場合、分割回数により、保険料が割増となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約（解除）される場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、解約（解除）に際しては、契約時の条件によりご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

6. 無事故戻し

この保険では、全ての契約に無事故戻しに関する規定の不適用特約をセットしております。したがって、保険期間が満了した場合において、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能が生じなかったときでも、無事故戻しはありません。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き、保険料のお見積もりは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。なお、商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター 0120-719-112（無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」 0120-044-077（無料）

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル-通話料有料]

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細についてはご契約のしおり・普通保険約款・特約をご参照ください（共栄火災ホームページ [http://yakkan.kyoeikasai.co.jp] からご参照いただけます。）。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

※ご契約者以外にこの保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。

1. クーリングオフ制度

この保険は、保険期間（保険のご契約期間）が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であってもご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができますが、所得補償保険の保険期間は1年となるため、クーリングオフの対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）

①ご契約者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、この場合、すでに発生している身体障害について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では申込書等に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者の職業・職種
- 被保険者の生年月日・満年齢
- 健康状態告知書の質問事項
- 他の保険契約

※「他の保険契約」とは、所得補償保険・所得補償特約など所得を補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

- ②被保険者は、原則として、保険期間の初日において満15歳以上満69歳以下の方に限ります。また、保険期間の初日において満64歳以上の方の補償期間は1年に限ります。
- ③新規でご加入いただく方、または継続してご加入される場合にご契約金額を増額するなど補償範囲を拡大される方は「健康状態告知書」にご回答いただきます。「健康状態告知書」には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。
- ④「健康状態告知書」にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知としていただいたことにはなりませんので、必ず「健康状態告知書」にご記入いただきますようお願いいたします。
- ⑤慢性病等の病気がある方は、「健康状態告知書」に正しくご記入ください。被保険者の過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢などによりお引受けをお断りする場合、あるいは特定疾病を補償対象外とした条件付きによるご契約をお願いすることがあります。

(2) 契約締結後における留意事項（通知義務等）

- ①ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅

滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故による身体障害については、保険金が削減されることがあります。この保険では申込書等に★印が付された次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

○被保険者の職業・職種

- ②事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。
- ③ご契約者の住所などを変更される場合には、取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。
- ④ご契約者と異なる方を被保険者とする契約において、一定の条件に該当するときは、その被保険者はご契約者に対してこの保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。
- ⑤保険金をお支払いした場合は、翌保険年度のご契約にあたり、お引受けをお断りする場合があります。あるいは特定疾病を補償対象外とした条件付きのご契約をお願いする場合があります。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は保険期間の初日の午後4時（申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、

「保険料の払込みに関する特約」などにより保険料のお支払いが猶予される場合を除き、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または共栄火災が保険料を領収する前に生じたケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた身体障害による就業不能に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細につきましては、普通保険約款の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ①ご契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ③戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによる事故（テロ行為によって生じた身体障害に関しては特約により保険金の支払対象にしています。）
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤むち打ち症などの症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は払込期日までに払い込みください。払込期日の翌月末までに払込みがない場合には、被保険者に保険金の支払事由の原因が発生したときに保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(注)「保険料の払込みに関する特約」により払込方法を口座振替とする場合で、保険料が払い込まれなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったときは、払込期日の翌々月末まで猶予します。

6. 保険契約の無効・取消し・失効

- (1)ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料を返還しません。
- (2)保険契約締結時、被保険者の年齢が引受対象年齢の範囲外であった場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料の全額を返還します。
- (3)ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料を返還しません。
- (4)ご契約後に被保険者が死亡された場合または保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合、もしくは、従事できなくなった場合は、ご契約は失効となります。この場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

7. 重大事由による保険契約の解除

次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、この場合、保険金もお支払いできません。

- ①ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として就業不能を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④上記①～③のほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

8. 解約と解約返れい金

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。解約（解除）の条件によっては、共栄火災の定めるところにより保険料の返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約は是非継続されることをご検討ください。

9. 万一保険金をお支払いする事由が発生した場合には

- (1)保険金をお支払いする就業不能が発生した場合には、保険金の請求書、就業不能および所得を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、身体障害の程度、事故とケガとの関係、治療の経過・内容、保険契約の有効性等の確認のため

に必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。

(2)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

10. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

11. 「現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意

現在のご契約を解約し、新たなご契約をお申込みになる場合につきましても、通常の新規のご契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除となることもあります。新たなご契約の保険責任の開始期前に原因が生じていた病気やケガについては、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、現在のご契約の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在のご契約では保険金をお支払いできません。

12. 代理請求制度

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ること、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き、保険料のお見積り、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。なお、商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター 0120-719-112（無料）

〔受付時間〕 平日 午前9:00～午後6:00

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

もしも事故が起きたら・・・

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」 0120-044-077(無料)

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤルー通話料有料]

〔受付時間〕 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

1. 代理店の役割

代理店は、保険契約の締結の代理権を有しており、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがって、代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。

2. 契約締結時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料を払い込みいただきますと、団体契約の場合などを除き、共栄火災所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。また、万一ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、共栄火災にご照会ください。
- (2) 複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行をして、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払、その他の事務を行います。

3. お客さまに関する情報の取扱いについて

- (1) お客さまに関する情報の利用目的について
この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。
○保険契約の引受、保険金の支払その他共栄火災の保険契約の履行および付帯サービスの提供
○保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
○共栄火災、共栄火災グループ会社・団体または提携先の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供
- (2) お客さまに関する情報の第三者提供について
この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。
○上記(1)に定める利用目的の範囲内において、共栄火災グループ会社・団体または提携先企業等と共同利用する場合
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
○質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合（本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます。）
○保険金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<http://www.kyoeikasai.co.jp/>）をご覧ください。

4. お申込みの際に「約款冊子」の送付を希望されなかった場合

お申込みの際に、約款冊子（ご契約内容の詳細を定めた「普通保険約款・特約」を掲載した小冊子）の送付を希望されなかった場合「約款冊子」は送付（ご契約後に送付する「保険証券」に同封）されませんので、「普通保険約款・特約」は共栄火災ホームページ（<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>）からご参照ください。なお、あらためて「約款冊子」を希望される場合には、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。

※ご契約者以外にこの保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えください。